

「人権の基礎理論」に関するアナウンス

「人権の基礎理論」を担当する渡邊賢と申します。事前配付資料での指示が不正確で申し訳ございませんでした。3月3日の入学前ガイダンスとの関係で、改めて以下の諸点をお伝えいたします。

1. 本日(1月31日)、新入生向けの「情報提供掲示板」に、「人権の基礎理論」の講義レジュメを2種類アップいたします。その2種類とは、「第1回導入」と、「第2回第3回法の下での平等」の講義レジュメです。
2. 4月に開始される「人権の基礎理論」の授業では、まず「第1回導入」の講義レジュメを用いて講義を行い、続いて、「第2回第3回法の下での平等」の講義レジュメを用いて講義を行います。「第1回導入」では、ロースクールでの授業開始にあたってお伝えすべきごく基本的な事項を確認するだけですので、「人権の基礎理論」の初回授業では、「第1回導入」が終われば、その後続けて、「第2回第3法の下での平等」の授業に入りますので、その前で、4月の授業の予習をお願いいたします。
3. ロースクールの憲法の授業では、裁判所の判例を読み解くことが中心となります。そこで、判例を読み解くとはどういうことかにつきまして、3月3日の入学前ガイダンスでは、「第2回第3回法の下での平等」の講義レジュメにある「Q1-2」を用いて説明いたします。つきましては、3月3日の入学前ガイダンスに出席される際には、事前に、上記「Q1-2」のうち「次に掲げるサラリーマン税金訴訟事件最判昭和60・3・27民集39巻2号247頁百選No.31をよみ、その事案と法廷意見の判旨をまとめ」という指示部分にチャレンジしてみてください(その他の指示部分(=伊藤補足意見のまとめ等)は無視してください)。
4. 教科書につきましては、野中俊彦ほか『憲法I』(有斐閣)を使用することを前提に、講義レジュメを作成しております。ところが、先日、教科書を大学生協に注文したところ、大学生協より、上記の図書は出版社品切れ重版予定なしとの連絡を受けました。そこで、教科書は渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法I 基本権(第2版)』(日本評論社、2023年)に変更致します。既にお配りした「人権の基礎理論」の「第2回・第3回法の下での平等」での教科書の引用は野中ほか『憲法I』の引用となっておりますので、4月授業開始までには渡辺康行他『憲法I』の引用に修正致します。ご迷惑をおかけ致しますが、事情変更に伴うやむを得ない措置としてご海容下さい。